

變更ありたるとき亦同じ。

聯合團體たる労働組合にあつては、前項の外之を組織する團體の名稱を届出づる事を要す。其の異動ありたるとき亦同じ。

第三條 労働組合規約には左の事項を記載することとを要す。

一、名稱、二、目的、三、主たる事務所、四、組合員の資格に關する規定、六、會議に關する規定、七、代表者其の他役員に關する規定、八、組合費其の他會計に關する規定。

第四條 労働組合に對しては諸税を賦課せず。

第五條 雇傭者又は其の代理人は、労働者が労働組合の組合員たるの故を以て之を解雇することを得ず。

雇傭者又は其の代理人は労働者が組合に加入せざること又は組合より脱退することを雇傭条件となすことを得ず。

第六條 労働組合が雇傭者又は雇傭者團體と賃金時間其の他の労働条件に關し労働協約を締結したる

- 2、全國の労働團體と協力して來るべき議會を中心にして、全國的に凡ゆる運動を起すこと。
- 3、其の他の適當なる運動対策は労働法制度委員會及新任中央委員會に一任。

一、労働組合法制定に關する件

關西事務局提出

〔要 文〕

吾等労働組合運動の目的組織活動を阻害せず自由に於て無産階級運動合理的なる發展の爲の組合法の制定を期す

〔理由略〕

- 一、労働組合員の範圍を制限せざる事
- 一、労働組合の目的を制限せざる事
- 一、労働組合の組織に産業別職業別、企業別の制限を加へざるは勿論労働組合の聯合體を承認する事
- 一、労働組合の法人格の取得を自由にする事

場合に於いては協約の諸項に違反する雇傭者及び組合員間の雇傭契約は其の違反する部分に限り無効とし、無効たる部分は協約の條項を以て之に代ふ。

第七條 雇傭者は、同盟罷業により損害を受けたるの故を以て労働組合又は其の組合員若しくは役員に對し其の賠償を請求することを得ず。

第八條 滿十四才以上の未成年者又は有夫の女子が労働組合に加入したるときは法定代理人又は夫が之を知りて遲滞なく異議を述べざる限り爾後の組合員としての行爲に關しても同意又は許可ありたるものと看做す。

第九條 労働組合解散したる時は其代表者は之を地方長官に届出づるを要す。

第十條 第五條の規定に違反したるものは千圓以下五百圓以上の罰金に處す。

〔實行方法〕

1、日本大衆黨と協力し、労働議員團を通じ議會に於て制定の猛運動を開始すること。

一、罷業權確立の條項を作る事

一、労働争議に依り生じたる損害に付いて労働組合及び其の個人は賠償の責任を負はざる事

一、労働組合加入を妨害する者の制裁を重くして組合法認の趣旨を徹底する事

一、團體協約權を認むる事

一、労働組合の運動に關する官廳の監督を最少限度に止め解散命令の如き斷じて許すべからざる事

一、労働組合法制定要求運動に關する件

關東革技工組合提出

〔理由〕

今我々が濱口内閣を當面の相手にして労働組合法制定の運動を起す目標は次の三點である。

- 一、濱口内閣は自由主義を標榜し社會政策の實施を宣傳して巧みに無産大衆を引き付け様として居るか、る内閣の面前に先づ我々労働階級の要求する階級的労働組合法をつきつけて彼等のゴマ化しを